

様式 3

令和7年 10月 31日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒636-0822
奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番31号
医療法人名 医療法人やわらぎ会
理事長名 北 廣美
(連絡先 TEL 0745-31-6611)

決 算 届

令和6年度（令和5年 10月 1日から 令和6年 9月 30日まで）の決算を終了しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人やわらぎ会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県生駒郡三郷町立野南 2 丁目 9 番 3 1 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 8 年 2 月 27 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 3 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	北 廣美	診療所管理者
理 事	北 昌子	常務理事
同	北 和也	医師
監 事	松田 和久	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人やわらぎ会 やわらぎクリニック	2910501267	奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目8番12号	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 悠々の郷	2951480009	奈良県生駒郡平群町上庄1丁目15番1号	入所定員 80名 通所定員 60名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月30日 令和5年度決算の決定

令和6年9月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人やわらぎ会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番31号

財 産 目 録
(令和 6年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	941,616 千円
2. 負 債 額	715,351 千円
3. 純 資 産 額	226,265 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	414,126
B 固 定 資 産	527,490
C 資 産 合 計 (A+B)	941,616
D 負 債 合 計	715,351
E 純 資 産 (C-D)	226,265

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人やわらぎ会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番31号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 9月 30日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	414,126	I 流 動 負 債	74,337
現金及び預金	240,259	支払手形	0
事業未収金	155,091	買掛金	8,767
有価証券	0	短期借入金	511
たな卸資産	2,495	未払金	10,490
前渡金	0	未払費用	5,201
前払費用	1,412	未払法人税等	268
その他の流動資産	14,869	未払消費税等	0
II 固 定 資 産	527,490	前受金	1,000
1 有形固定資産	477,513	預り金	47,210
建物	328,501	前受収益	890
構築物	0	その他の流動負債	0
器械備品	7,797	II 固 定 負 債	641,014
車両及び船舶	2,073	医療機関債	0
土地	99,300	長期借入金	639,356
建設仮勘定	39,431	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	411	その他の固定負債	1,658
2 無形固定資産	1,815	負債合計	715,351
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	1,091	科 目	金 額
その他の無形固定資産	724	I 出 資 金	142,983
3 その他の資産	48,162	II 積 立 金	83,282
有価証券	50	代替基金	0
長期貸付金	0	〇〇積立金	0
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	83,282
その他長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
役職員等長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	4,811	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0	純資産合計	226,265
その他の資産	43,301	負債・純資産合計	941,616
資産合計	941,616		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人やわらぎ会

※医療法人整理番号

所在地 奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目9番31号

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 10月 1日 至 令和 6年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,012,387
2 事業費用	1,193,650
本来業務事業損失	181,263
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
事業損失	181,263
II 事業外収益	
受取利息	4
その他の事業外収益	18,687
III 事業外費用	
支払利息	4,484
その他の事業外費用	75,738
経常損失	242,794
IV 特別利益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	0
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	242,794
法人税・住民税及び事業税	538
法人税等調整額	0
当期純損失	243,332

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人やわらぎ会

理事長 北 廣美 殿

私は、医療法人やわらぎ会の令和 6 会計年度（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 10 月 31 日

医療法人やわらぎ会

監事 松田 和久